

専第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度各務原市一般会計補正予算（第14号）を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年2月25日報告

各務原市長 浅野 健 司

専決第2号

令和3年度各務原市一般会計補正予算（第14号）を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度各務原市一般会計補正予算（第14号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年2月3日

各務原市長 浅野 健 司

令和3年度各務原市一般会計補正予算（第14号）

令和3年度各務原市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,187千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,086,905千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
21 繰越金		1,501,741	12,187	1,513,928
	1 繰越金	1,501,741	12,187	1,513,928
歳 入 合 計		59,074,718	12,187	59,086,905

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
4 衛生費		4,922,824	12,187	4,935,011
	1 保健衛生費	2,234,033	12,187	2,246,220
歳 出 合 計		59,074,718	12,187	59,086,905

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
血 清 保 管 委 託 事 業	令 和 3 年 度 か ら 令 和 1 3 年 度 ま で	1 2 , 0 4 3